

修士課程における超過単位の博士後期課程における単位の認定について

教育学研究科規則第7条第3項の運用については、令和5年度以降、以下のように行う。

記

本研究科においては、修士・博士後期課程のそれぞれの課程毎に必要な単位を修得しなくてはならない。ただし、やむを得ない事情が生じた場合、本人からの申請に基づき、教育会議の審議を経て、修士課程における超過単位を博士後期課程における単位と認めることができることとする。

やむを得ない事情とは、相応の履修努力にもかかわらず、修了判定の段階で単位が不足し、かつ、単位を認定しないと本人に不都合が生じてしまう場合、等である。

申請を希望する場合には所定の様式に別紙（詳細に理由を記載すること）を添えて、学生支援チームに提出すること。

※申請を希望する場合にはまず学生支援チームに申し出ること。